北大津養護学校　進路学習会

権利擁護と成年後見制度

令和8年1月21日

特定非営利活動法人あさがお
（大津市権利擁護サポートセンター）
前川　紀子

自己紹介

【NPO法人あさがお】

高齢者･障害者の権利擁護支援を中心に活動する、

権利擁護団体。設立20周年

◇法人後見（現在１００名前後の後見人等を受任、滋賀県からの受託事業）

◇大津市障害者虐待防止センター

（大津市から障害者虐待の通報・相談・届出の受理や広報啓発活動を受託）

◇大津市権利擁護サポートセンター

（大津市から受託。権利擁護・成年後見制度相談業務、成年後見制度利用申立て支援業務、また大津市における中核機関としての役割も担っている）

大津市権利擁護サポートセンター
大津市障害者虐待防止センター
（浜大津4丁目1−1　明日都浜大津4階）

NPO法人　あさがお
（浜大津3丁目2−4）

寄せられる相談の一事例

・親が高齢となり、これまでは障害の子どものことは自分たちが担ってきたけれど、もうこれ以上は支援を続けていくことができません。身内にも頼れないし・・・。

（両親が認知症などにより、これまで通りの支援が難しくなったため、支援者から相談が入ることもあります）

・自分には精神障害、発達障害があり、他者とのコミュニケーションが苦手です。日々のお金の管理は自分でできるけど、大家さんの対応や手続きなどが難しいので助けてほしいです。

・自立に向けて、障害のグループホームへの入所を検討しています。
金銭管理に不安があり、成年後見制度利用も検討したいため、相談にのってほしいです。

大津市権利擁護サポートセンター
（2024年度相談実績より）

新規相談：331件
（内訳、障害：112件、高齢：206件、その他不明13件）

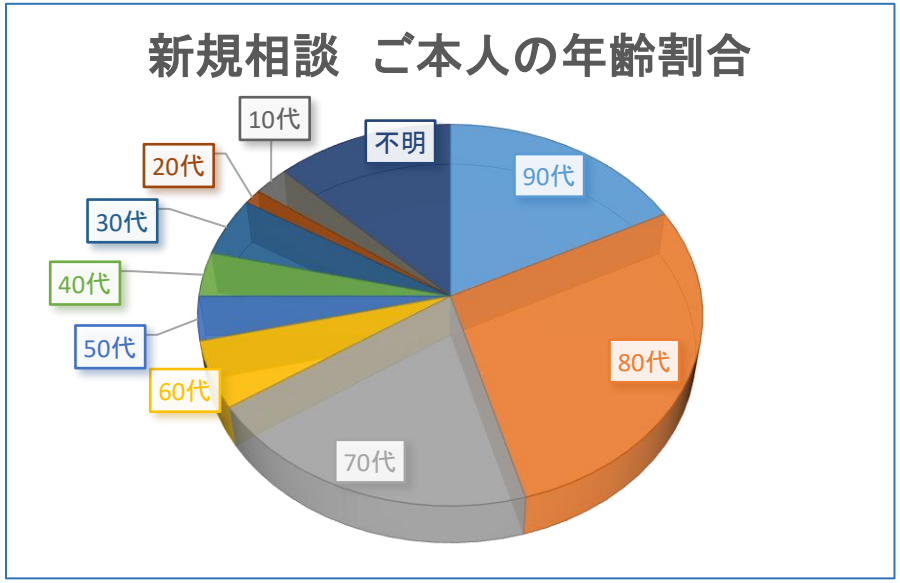

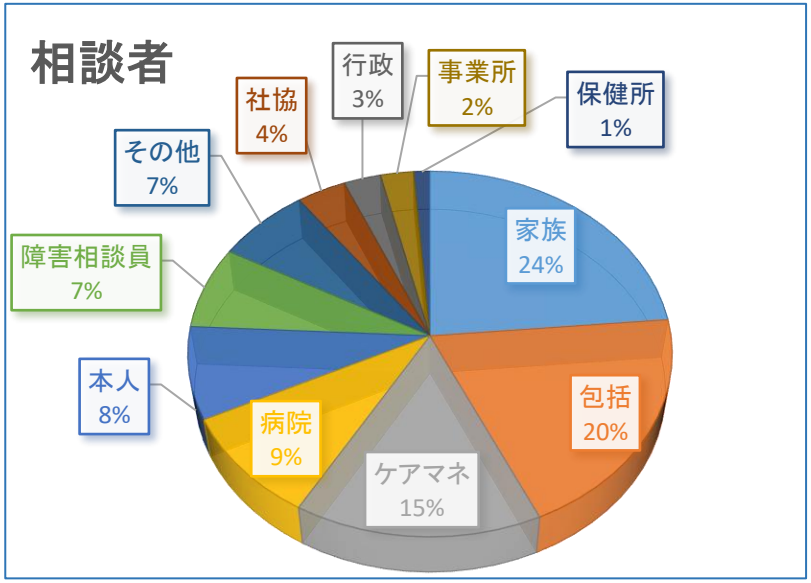

大津市権利擁護サポートセンターに入る相談の半数は高齢者の方の相談が多い傾向です。ご家族や支援者から相談が入る場合も多いですが、必ずご本人の意向も確認し、相談対応しています。

ご本人の立場から

市役所？病院、福祉サービスの契約？

「いろいろな手続きの仕方がわからないなあ・・・」

「ひとりでやるのは自信がないなあ・・・」

「難しい内容を言われてもわからないな・・・」

「一人暮らしをするか、グループホームで暮らすか、一人では決められない・・・」

「働きたいけれど、不安だなあ・・・」

「お金のことや、どこで暮らすのかを一緒に相談にのってくれる人がいたら安心だけど・・・」

今は何も困ってないし、私たち（両親）がいるから大丈夫だけど・・・。

将来、私が病気になったら誰がこの子（障害のある子）のことを考えてくれるんだろう・・・

我が家には兄弟がいるから、この子（障害のある子）のことも将来任せられるし、大丈夫なはず・・・

この子が困らないように、この子の名義でお金もしっかり残しておいた方がいいのかな？

親御さんの立場から

権利擁護って？

自己決定の尊重

調和

本人の保護

私のことを、私抜きに決めないで！

失敗する権利
「愚行権」もある…

【人が人らしく生きるための権利】
働く権利、住む場所を選ぶ権利
好きな人と暮らす権利
勉強する権利、人生を楽しむ権利…

お金の管理や手続き、
自分でできますか？
または、誰か手伝ってくれる人
はいますか？

本人の権利擁護支援の一つの手法として･･･

成年後見制度の活用

や

地域福祉権利擁護事業の活用があります。

地域福祉権利擁護事業とは？
（＝日常生活自立支援事業）

市町社会福祉協議会とご本人との契約で利用が可能

◇窓口：市町社会福祉協議会
◇利用対象：福祉サービス利用のために、日常的に判断能力が不十分なために
一人では適切に行うことが難しい方が対象。契約に基づくため、
本人の利用意思と契約能力が必要。
◇支援内容：【福祉サービス利用援助】
【日常的金銭サービス】【書類等の預かりサービス】
本人の通帳を預かってもらい、生活費などを届けてもらうこ
とや、本人から預かったお金で支払いを代行することも可能。
※ただし、契約等を代理することはできない。
◇利用費用：支援一回につき、１０００円　（大津市社協参考）
年間登録料　４０００円　※利用料は市町によって異なる
＜生活保護世帯については、利用料免除等
受けられる可能性があり、大津市では生活福祉課に要相談＞

成年後見制度とは？

・知的障害、精神障害、認知症など精神上の障害によって　物事を判断する能力が不十分な方が対象
（＊医師の診断書が必要）

・判断能力が不十分　　⇒ **法定後見制度**
「後見人」、「保佐人」、「補助人」が
家庭裁判所によって選ばれる

・判断能力が不十分になる前に ⇒ **任意後見制度**
（公正証書にて任意後見契約を作成し、判断能力低下に備える）

（資料１１）　成年後見制度の利用者数の推移

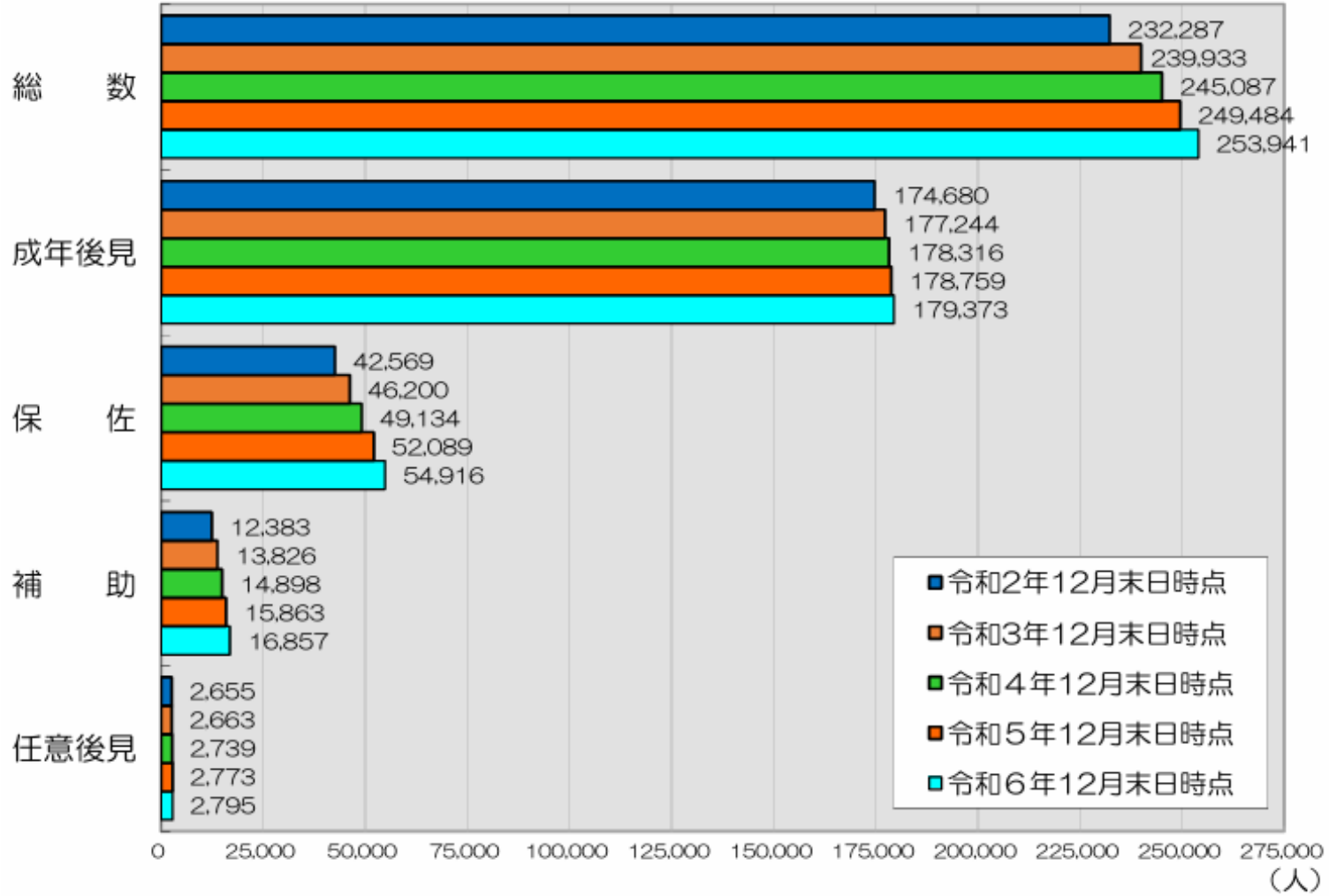

成年後見制度利用者数：253,941人（全国）

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～令和6年1月～12月」より

申立件数：41,841件（全国）令和6年1月～12月

502件（大津家庭裁判所管内）

滋賀県内成年後見制度利用継続中の本人数

【令和5年12月31日時点】

- 成年後見：2156人
- 保佐：860人
- 補助：301人
- 任意後見：22人

・全国の数値は最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～令和6年1月～12月」を参照

・県内の数値は大津家庭裁判所から滋賀県健康福祉医療福祉部健康福祉政策課が提供を受けた資料を参照

成年後見人等の選任について

成年後見人等の候補者について

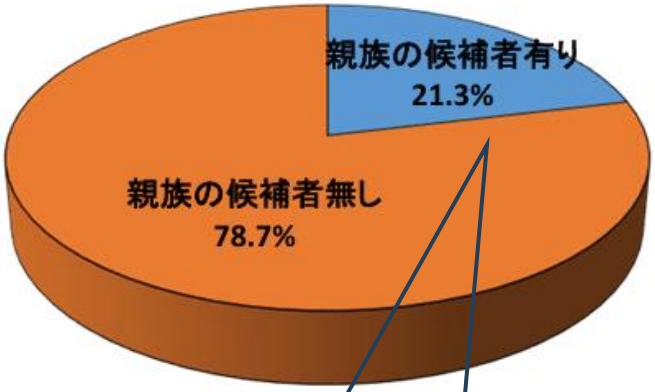

申立書に親族が後見人等候補者として記載されている割合

選任された人

①親族以外　８２．９％
②親族　　１７．１％

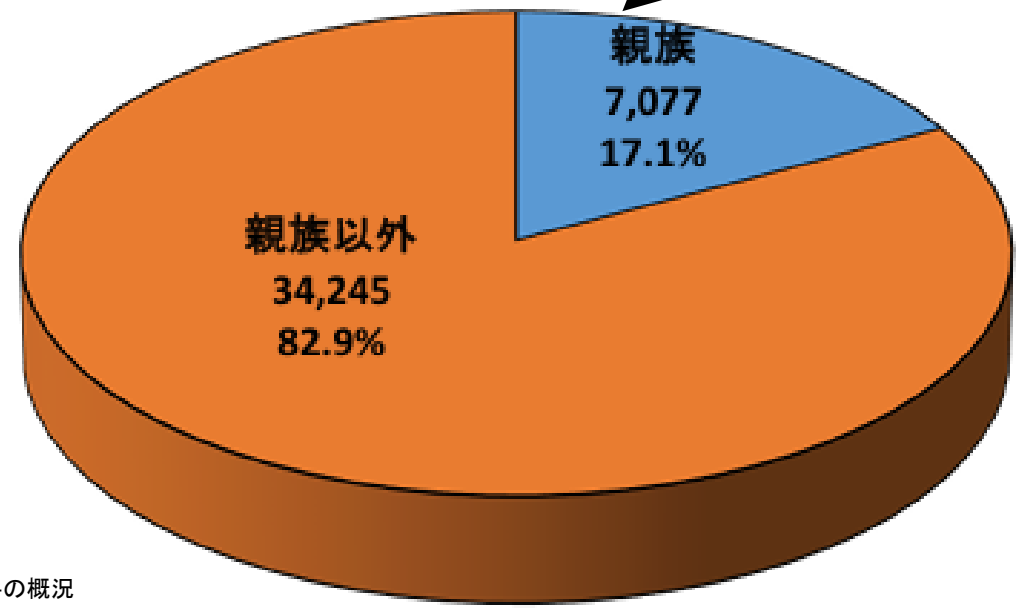

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況
～令和6年1月～12月」を参照

親族以外で選任されている職種等の内訳

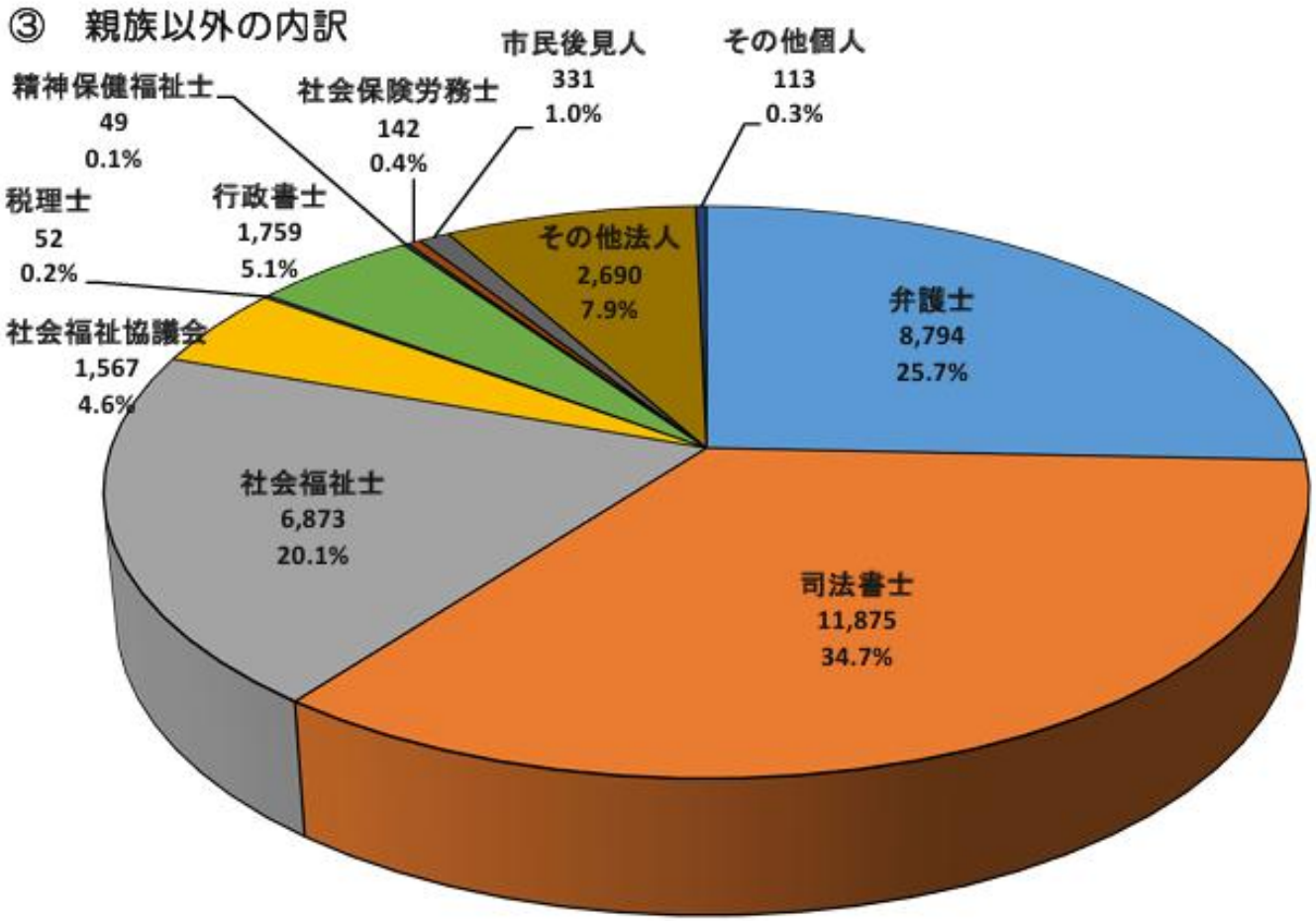

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況
～令和6年1月～12月」を参照

後見・保佐・補助の３つの類型

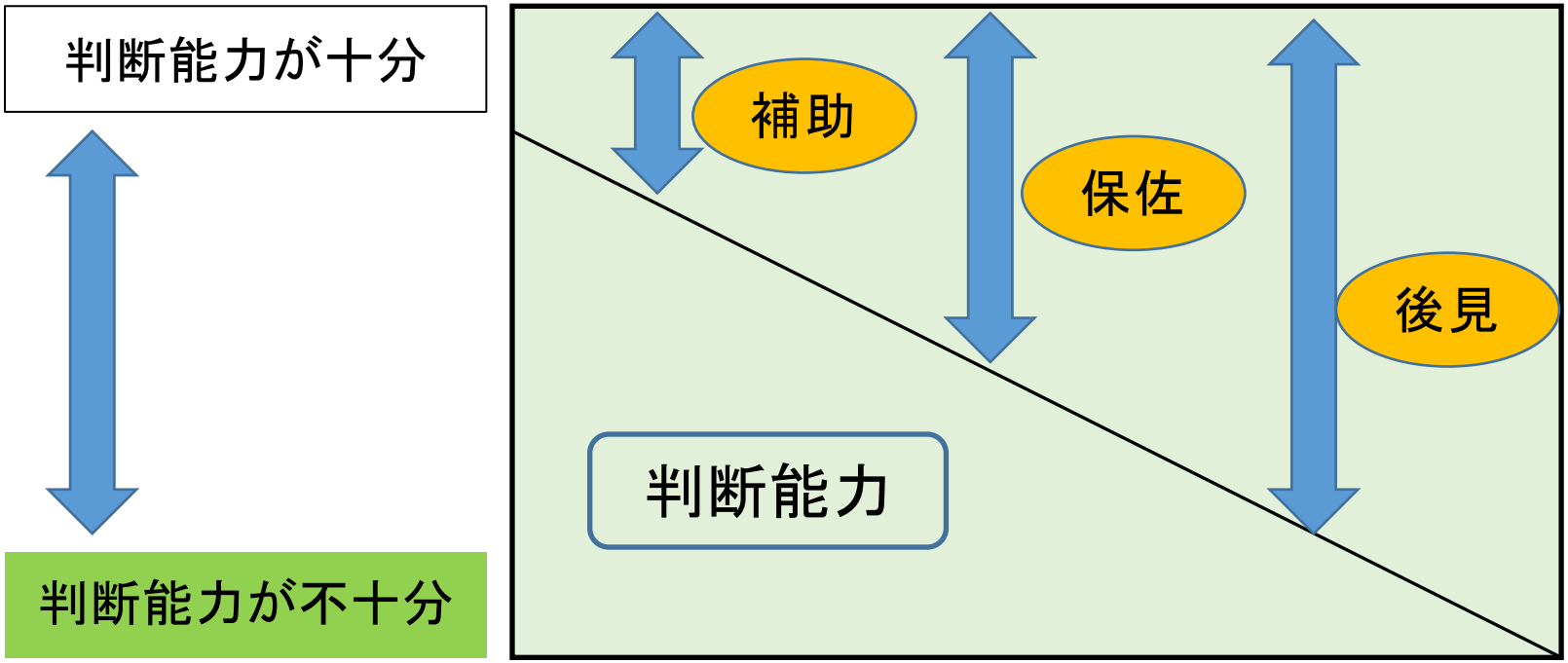

判断能力の程度	援助者	援助される人	援助のための権限
不十分	補助人	被補助人	限定同意権＋限定代理権
著しく不十分	保佐人	被保佐人	法定同意権＋限定代理権
欠けているのが通常の状態	後見人	被後見人	包括的な代理権

後見人等はどんなことをしてくれるの？

法定後見制度の利用のしかた

❶ 書類の準備

申立書・診断書や戸籍謄本などを用意します。

医師の診断書をもとに成年後見制度の種類を決めます。

手数料の印紙代と切手代で1万円くらいかかります。

申立てができる人

本人、配偶者、四親等内の親族など

❷ 申立て

家庭裁判所に書類一式を提出します。

❸ 家庭裁判所

裁判所内で審理されます。

❹ 選　任

補助人　保佐人　後見人

専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士　等）、親族、他

家庭裁判所が後見人等を決めると、本人の支援者がもう1人増えます。

権利擁護サポートセンターでは・・・

ご本人や支援者と一緒に申立ての必要性の見立てや、成年後見制度の制度説明等を行うなど、一緒にご本人への支援について検討します。

申立手続ができる人・・・申立人

・本人、配偶者、四親等以内の親族

申立人がいない場合には、市長が申立てする場合がある

【申立人の役割】

・家庭裁判所に本人の成年後見制度利用の申立てを行う（申立書の記入、戸籍謄本等必要書類の取り寄せなど）

・申立て費用の負担

・家庭裁判所に申立て書類を提出後、家庭裁判所の面談を受ける

成年後見人等はどんな人が選ばれるのか？

・成年後見人等は、ご本人のためにどのような支援が必要なのかなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任する。

福祉の専門家（社会福祉士）や、法律の専門家（司法書士、弁護士）などが選ばれることが多い。後見人を引き受けている団体（法人後見）が選ばれる場合もある。

※「親族と専門職後見人」や、「社会福祉士と弁護士」というように複数人が選ばれる場合もある。

申立ての時にかかる費用

（申立人が支払う）

＊診断書・戸籍謄本等経費　約2千円～１万円

＊申立て費用　（印紙代や切手代）　約1万円

（場合によってかかる費用）

＊鑑定費用　約５万円程度

（＊実際は申立ての1割未満程度の人が対象）

＊申立て代行・代理費用（弁護士や司法書士との契約）

（参考）約10万円～

＊申立費用の工面が難しい場合は、法テラスの利用を検討します

後見人等の報酬

＊　後見人等が選任されてから1年後に
後見人等が家庭裁判所に申立をする

↓

・裁判所が本人の資力等を踏まえて報酬額を決定

↓

・本人の財産から1年分の報酬額を受取る

後見人等が金銭管理をすることで、適正にやりくりが出来て、
1年後には収支がプラスになっていることが多い

＊報酬助成制度があります（自治体によって助成内容は異なる）

成年後見制度の主なメリット

① 詐欺、悪徳業者などからの被害防止

② 金銭管理を代理し、生活費のやりくりを支援

③ 医療・福祉など事業者との契約行為を代理

④ 相続手続などを代理

⑤ 虐待からの救済、保護

⑥ 自分らしい生活を送れるように、一緒に考えてくれる

後見人が出来ないこと

＊日用品の買い物など、日常生活に関すること
本人への直接の介護や掃除など

＊施設入所契約や賃貸契約などの「保証人」

＊病院で手術や輸血、検査など治療行為の
「医療行為への同意」

＊本人の結婚や離婚などについての手続きや、
本人に代わって遺言を書く

成年後見制度を利用する際のポイント

＊ 権利擁護支援の一つの方法である
→ 必ず必要ということではない
→ 後見人だけでは解決しない課題も多い

① 早めの相談（制度を正しく理解）
・何の為に利用するのかを複数人で検討する
・信頼できる人探し
② 家族で出来るか、見極め（支援者と相談を）
・いつまで出来るか
③ 「本人のため」の制度、本人主体で考える

成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

令和７年６月
法務省民事局

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和５年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

○ 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
○ 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
○ 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
○ 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

〔成年後見制度に関する国内外の動向〕

令和４年　３月　第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
令和４年１０月　障害者権利条約の第１回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約　（R4.10.7 抄）
第１回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

成年後見制度見直しにむけて

現在、法制審議会を中心に抜本的な民法改正の議論が進められています。2025年6月に出された中間試案をもとに、主に以下の点を中心に話し合われています。

【課題】		【検討中】
○ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。 ○ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。	**法定後見の開始の要件、効果等、法定後見の終了等**	必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討
○ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	**成年後見人等の解任（交代）等**	新たな解任事由を設ける案などを検討
○ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。	**任意後見人の事務の監督開始の申立権者等**	新たな申立権者を設ける案などを検討

「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」（令和7年6月10日）の取りまとめ参考資料より

将来にむけて今からできること

- 自立に向けた様々な経験を積む

（例えば・・・申請用紙などを一緒に記入してみるなど）

- 本人のことを知ってくれている、信頼できる支援者や仲間を増やす
- 支援者に理解してもらうため、情報をまとめておく

→成育歴、病歴、本人や家族が大切にしていたこと

（親御さんの情報もまとめておくとよい）

・自己肯定感を育成

最後に

- 障害のあるお子さんを家族だけで支えず、支援者の輪を広げ、大きく受け止める器（チーム）を作っていきましょう。
- 親である自分自身も年齢を重ねて認知症や病気等で介護が必要になる場合があります。

  自分の金銭管理や手続きは、誰に任せるのか考えておきましょう。
- 親御さん自身の生活や健康も大切に考えて下さい。
- 困った時には抱えこまず、相談支援事業所や障害福祉課、頼れる人に相談しましょう。

大津市権利擁護サポートセンターは
障害者・高齢者が住み慣れたまちで、
自分らしく暮らし続けることができるよう
権利擁護に関する総合的な支援を行う機関です

○ 権利擁護に関する専門的相談

○ 成年後見制度利用の相談

【大津市権利擁護サポートセンター】

場所：明日都浜大津 ４階

電話：５２３－７５５８

平日（月～金）　9:00～17:00

※相談にお越しの際には、事前に予約のご連絡をお願いします。